

ふるさと自然の会

会長 川内野 善治 様

令和2年7月8日付けで質問いただいた、宇久メガソーラー建設に関わる林地開発と環境影響評価について、下記のとおり回答します。

記

長崎県環境影響評価条例では、土地の形質の改変を伴う面積的な広がりを持つ事業で、面積が30ヘクタール以上の規模の場合、条例の対象事業となります。

土地の形質の改変に係る区域の面積（以下「改変面積」という。）については、切土や盛土を実施する面積から算出します。

宇久メガソーラー事業の改変面積は、太陽光発電施設の支柱部分、送電鉄塔用地、変電設備用地、交直変換所用地、管理道路用地及び調整池又は沈砂池用地の造成にかかる面積が該当し、図面の提出及び事業者への聞取りにより確認しました。

その結果、改変面積が30ヘクタールに満たなかったことから、当該事業は環境影響評価の対象外と判断しています。

したがって、当該事業は条例に基づく環境影響評価が実施されていないことから、長崎県ウェブサイトの環境影響評価の実施状況において、当該事業にかかる情報を掲載しておりません。

令和2年7月21日

長崎県県民生活環境部

次長兼地域環境課長

重野

